

# 令和3年度 第11回高田区地域協議会 次 第

(会 議) 日時：令和4年2月21日（月）午後6時30分  
会場：福祉交流プラザ 第1会議室

- 1 開会
- 2 議題等の確認
- 3 報告
  - (1) 第6回分科会の協議内容について
  - (2) 令和3年度地域活動支援事業の変更承認について
- 4 議題
  - (1) 令和4年度地域活動支援事業について
  - (2) 令和3年度地域協議会の活動計画について
- 5 事務連絡
- 6 閉会

【次回全体会 3月22日（火）午後6時30分～：福祉交流プラザ】

【次々回全体会 4月18日（月）午後6時30分～：福祉交流プラザ】

●開催日時 令和4年（2022年）2月7日（月） 19時40分～20時40分

●参加メンバー（敬称略）

本城、浦壁、小川、高野、松倉、村田、富田（文責）、欠席：小嶋、宮崎

●協議内容

1) 富田より、高田区の活性化を目指し、「若者の地域参画」を課題として、昨年9月より活動を展開しているが、活動もあと6カ月。

7月に完了させるために、後戻りすることなく、前向きな意見を出して欲しい。

2) 速やかに実行できるものとして、以下の三つのことを提案した。

I) 町家見学会を行い、リノベーションされた町家を見てもらう。

II) Jネットや他の区の地域協議会メンバーに声をかけて、参加を促してはどうか。

III) 高田区の地域協議会メンバーは研修という形で参加。

・リノベートされた町屋を見てもらうことにより、以下の事に結びつくのではないだろうか。

①高田区地域協議会メンバー

実態を見てもらい、自主的審議事項に結びついていくのではないか。

・リノベートされた町家のPR方法

・資金源

・できるだけ、空き家を早く提供

・その他、問題点の抽出

②Jネットの会員、他区の地域協議会メンバー

楽観的希望だが、空き家を購入し、リノベートを希望する人が出て来るかも。

リノベートされた町家に本人が住むも有りだが、事業を起こす若者に賃貸をしてはどうか。

3) 以上の考え方に対して、以下のような意見が出された。

・町家に限らず、各分野からの若者の話を聞き、新しい切り口から取り組んだらどうか。

⇒切り口を広げるとターゲットにしている7月末までに終わらない。

・空き家だけ、雁木だけに絞らずに、若者に限った自主的審議事項を選定してはどうか。

⇒具体的なテーマの候補は、打田さんの講演である程度見えてきている。

⇒そのテーマを共有化してはどうか。

⇒町家見学会を行うことにより、自主的審議事項が見えてくるのではないか。

・町家見学会のメンバーとして、他の地域協議会のメンバーに声をかけることはいかがなものか。

進め方がややこしくなるのではないか。更に、「若者の地域参画」というテーマから外れるのではないか。

・町家見学会は、2005年頃から、行政と民間が協働して、越後高田町家三昧と称して継続して

実施してきているが、そのアウトプットは少ない。（担当者のコメントより）

⇒対象者が固定されているのではないか。

・リノベートされた町家（ビジネスを目的に行っている）を紹介するのは、筋違いではないか。

地域の活性化にどのような効果があるのか。

⇒地域参画はボランティアだけではなく、事業そのものを行う事も意味している。

更に、リノベートされた町家が増えれば、そこに従事する若者が増え、活性化されるのではないか。

・空き家が埋まれば、高田区の活性化が達成するのではない。

⇒その通り。リノベートされた町家をどのようにして活性化に結びつけるか、一歩踏み込んだ議論が

必要。（例えば、景観をポイントとし、通年観光に結びつける）

4) 高田区の活性化という観点より行政の活動を紹介

・中心市街地活性化プログラムに沿って（令和2年から令和4年まで）、第三期として活動を展開中。

（市の商業・中心市街地活性化推進室が中心となって活動中）

・上越市まちなか居住推進事業として、行政と民間が協働で空き家問題に取り組んでいる。

（都市整備課 市街地整備係）

・いろいろな行政が、市街地活性化に取り組んでいるが、連携をとって、リノベートされた町屋を

リストアップし、見学会の前に、市の職員から話を聞き、知識をもらったらどうか。

5) まとめ

- ・町家見学会において、他区の地域協議会メンバーには声をかけない。
- ・高田区地域協議会の研修という形で実施する（案）。2月21日の全体会議にて提示する。
  - ・月日 4月2日（土）、4月9日（土） 2時間程度
  - ※2つの日程の内容は同じ。2班に分かれて行う。
- ・行政に聞いて、リノベートされた町家をリストアップし、見学場所の候補地を選定する。
- ・次回の分科会にて、自主的審議事項の課題（案）を紹介する。
- ・3月7日の分科会の1週間前に、会議の議題及び協議内容を各メンバーに配布する。

令和3年度地域活動支援事業の変更承認について（その1）

事業名	高田瞽女の文化の保存・発信事業	
提案団体名	NPO法人 高田瞽女の文化を保存・発信する会	
交付決定日	令和3年7月2日	
変更承認申請日	令和4年2月7日	
変更理由	新型コロナウイルス感染防止のため。	
変更内容	当初、提案のあった事業のうち、「門付け再現と瞽女唄演奏会」を中止する。	
地域活動支援事業費補助金	(変更前) 722,000円	(変更後) 652,000円
変更承認決定日	令和4年2月10日	

令和3年度地域活動支援事業の変更承認について（その2）

事業名	お馬出しプロジェクト事業	
提案団体名	お馬出しプロジェクト	
交付決定日	令和3年7月1日	
変更承認申請日	令和4年2月9日	
変更理由	新型コロナウイルス感染防止のため。	
変更内容	当初、提案のあった事業のうち、お馬出し塾及び「ふる里の唄と中山晋平童話集」コンサートを中止する。	
地域活動支援事業費補助金	(変更前) 272,000円	(変更後) 93,000円
変更承認決定日	令和4年2月17日	

## [上越市地域活動支援事業 令和4年度実施分 募集要項]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

# 私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を募集します!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
  - ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
  - ★ 令和4年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。
- 注) 当事業の実施は、令和4年市議会3月定例会での新年度予算成立を前提としたものであり、募集期間、内容等について変更になる場合があります。

## ■募集期間

令和4年4月1日(金)から

4月20日(水)まで【必着】

(郵送の場合は当日消印有効)

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

## ■実施方法

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

## ■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

### 《ここがポイント! 1》

- (1) 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
- ① 提案や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ② 提案団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ③ 提案団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費  
（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- (2) 令和5年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

### (参考) 高田区の範囲

### 町内会名

南本町1～3丁目、東城町1～3丁目、南城町1～4丁目、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町1～7丁目、北本町1～4丁目、仲町1～6丁目、寺町1～3丁目、大町1～5丁目、西城町1～4丁目、北城町1～4丁目、東本町1～5丁目、幸町、栄町、新町、高土町1～2丁目

※地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

※なお、提案事業の審査は、令和3年度に高田区地域協議会が決定した2頁の(1)採択方針、3頁の(3)審査基準に基づき、市が行います。

## ■採択方針と審査基準

### (1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。  
ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

#### 【高田区の採択方針】

住民自ら主体的に取り組む地域課題の解決に必要な事業のうち次の1～6に掲げる事業を優先的に採択します。

～地域活動資金を活用して目指すまちの姿～

江戸時代に造られた町並みを今に残す城下町高田は、地域の歴史、文化の中心として長く栄えてきたまちです。地域活動資金を活用して、このまちが持つ魅力を引き出し、人と人がふれあい、活気に溢れ、住民が誇りを持って暮らせる地域づくりを目指します。

#### 1 高田市街地がにぎわい、活性化する事業

(例) 空き店舗の活用を推進する事業、人の流れを生み出す事業、活性化のための調査研究に関する事業、学生や子どもたちが主体となって実施する事業

#### 2 地域の魅力を高め、観光を振興する事業

(例) 高田城址公園の魅力を高める事業、まちなか回遊型観光を推進する事業、観光客の満足度を高めるための事業、高田の地域ブランド形成のための商品開発・地域資源の利活用等に関する事業

#### 3 人にやさしいまちづくりを進める事業

(例) 高田市街地の居住空間としての機能を高める事業、地域で子育てを応援する事業、高齢者の健康増進を図る事業、高齢者、障害をもつ人等の生活しやすい環境をつくる事業

#### 4 歴史・文化の保存・活用に役立つ事業

(例) 城下町高田地区周辺の町並み・景観の整備に関する事業、伝統的な歴史・文化遺産の伝承と発信に関する事業、雁木・町屋の保存と利活用に関する事業

#### 5 住民の交流を活発にする事業

(例) 団体間の連携・協力の強化を図る事業、人と人との交流の促進を図る事業、若者が主体的に取り組む事業、地域行事の活性化を図る事業

#### 6 上記以外の高田区の重要課題の解決に必要な事業

(例) 新幹線開通後の公共システムに関する調査・研究事業、文化・スポーツの振興に関する事業、住民の安全・安心な生活に必要な事業、自然環境の改善に関する事業

※上記1～6に該当しない事業については、優先して採択する事業に当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

#### 《ここがポイント！2》

(1) 次のような事業は対象とはなりません。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めめるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※高田区では、上記のほか、防犯灯のLED整備及び道路等社会資本の修繕を含む事業は補助対象となりません。

#### (2) 継続事業について

令和4年度の事業内容が令和3年度の採択事業と比較して、同一事業として判断し、採択された場合は継続事業となり、補助金希望額から5%が減額されます。また、同様に令和2年度からの継続は10%、令和元年度からの継続は15%、平成30年度から継続は20%が減額されます。

#### 《ここがポイント！3》

- (1) 提案団体の自立化と新規提案団体の参入を促すため、平成30年度の事業を基準とし、5か年同一の場合は補助金希望額から20%、4か年は15%、3か年は10%、2か年は5%、継続事業として減額します。減額された場合、自己資金を充てるなどして事業を実施してください。
- (2) 提案事業が令和3年度に採択された事業内容と全て異なるものは新規事業として、一部同一の事業内容が含まれているものは継続事業として、判断される場合があります。
- (3) 事業提案書提出の際は、補助金希望額を減額する必要はありません。
- (4) 「提案事業に関する調査票」を記入し、事業提案書に添えて提出してください。

### (3) 審査基準

提案事業は、市の審査会が次の（ア）、（イ）、（ウ）で審査するとともに、採択方針との適合状況を確認した上で総合的に判断し、補助事業としての採否を判断します。

（ア）継続事業審査：提案事業が「前年度の採択事業と比較し、継続事業に該当するか」を確認します。

継続事業審査の結果、「該当する」とすると判断された場合は、継続事業となります。

（イ）基本審査：提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。基本審査の結果、「不適合」と判断された場合は、不採択となります。

（ウ）審査項目に基づく審査：下表の審査項目等に基づき、提案事業の採点を行い、基本審査で適合となった事業の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
①公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>
②必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>ほかの方法で代替できないものであるか。</li> <li>補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li> </ul>
③実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>
④参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>
⑤発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li> <li>提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li> </ul>

#### 《ここがポイント！4》

- 高田区は、提案書類による審査を基本とします。
- 審査項目に基づく採点結果にかかわらず、採択方針により優先的に採択される事業（2ページの「採択方針」をご参照ください）に該当しない事業は、採択事業を決定する際の順位が低くなります。
- 提案書類の疑問点等について、必要に応じて提案者に問い合わせいたしますので、ご協力をお願いします。
- 問い合わせへの回答方法は、内容に応じて提案者に連絡させていただきます。

### ■応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面、提案事業に関する調査票など）と合わせ、南部まちづくりセンターに郵送（当日消印有効）または持参等で提出してください。

事業提案書の「(8) 事業の収支計画等」に、全ての事業収入（市補助金、自己資金のほか参加料収入、出店料収入、入場料収入等）と、それに対応した全ての事業支出（補助対象外経費を含みます）を記載してください。

補助対象外経費がある場合は、「イ 支出の部」の上段に補助対象経費を、下段に補助対象外経費を記載するなど、それぞれの合計額が分かるように記載してください。市補助金の額は補助対象経費の合計額を超えることはできません。見積書等は補助対象経費分のみ添付してください。

なお、事業完了後に提出いただく実績報告書には、補助対象経費の領収書写しを添付するとともに、会計責任者による適正な会計処理をした旨の署名、捺印をお願いします。

#### 《ここがポイント！5》

- 提案する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- 提案に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。



## ■令和4年度の補助金額

事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。  
 なお、高田区における補助金額の上限は、高田区の予算の範囲内です。(下限はありません)

## 《高田区の予算 〇,〇〇〇万円》

※なお、審査の結果、採択された事業の補助金額の合計が高田区の予算を下回っても、追加募集は行わない予定です。

※より多くの団体が採択されるよう、事業提案にあたってはより一層の経費節減をお願いします。

### 《ここがポイント！6》

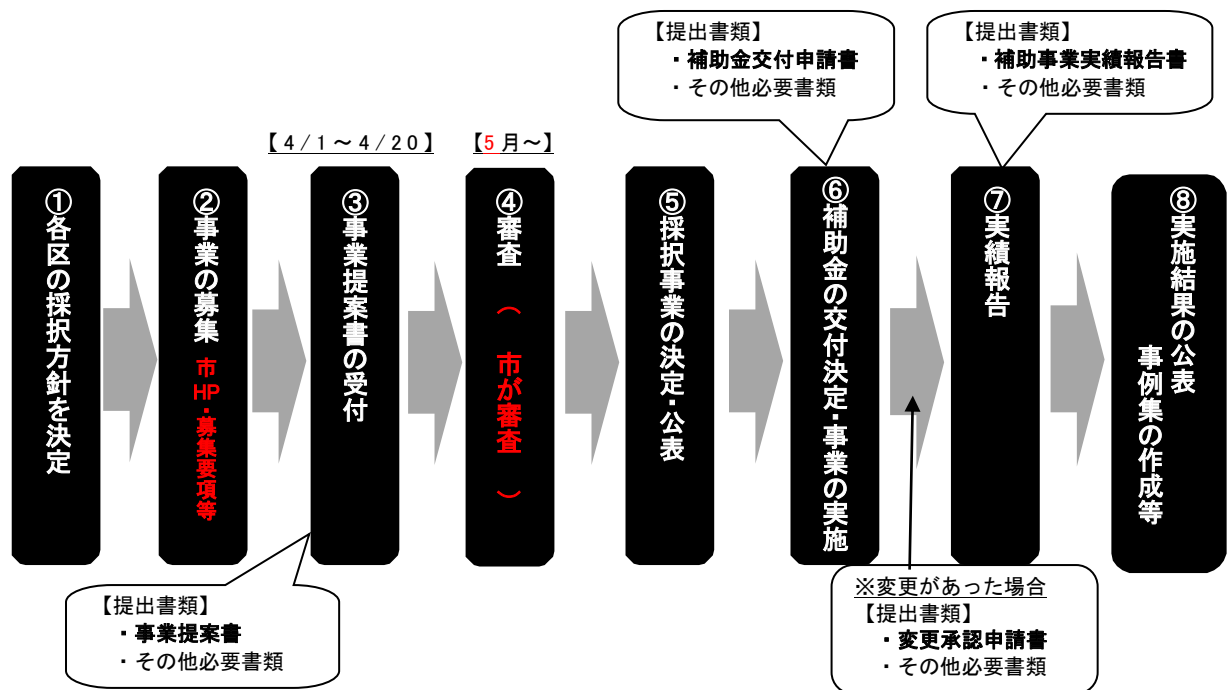
(1)補助金の額は1,000円単位(1,000円未満の端数は切り捨て)とします。また、審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりにならない場合があります。

## ■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、実施結果については、事例集の作成等で公表を予定していますので、提案される場合は、あらかじめご了承ください。

## ■フロー図 (地域活動支援事業の流れ)



ご提案をお考えの方は、南部まちづくりセンターにご相談ください！！

<b>高田区の担当事務所</b>	
<b>南部まちづくりセンター</b>	
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)	
TEL 025-522-8831	
—事業全体の問合せ先—	
上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課	
TEL 025-526-5111	



令和4年度 高田区地域活動支援事業の審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査・採点者

- ①審査・採点者は、市職員とする。
- ②審査・採点者は、全ての提案事業について審査を行う。

(2) 地域協議会への提案事業の報告

- ①事務局は事業募集終了後、「提案概要一覧」を作成し、高田区地域協議会に報告する。

(3) 市による審査・採点の流れ

- ①審査にあたり、市職員数人による審査会を組織する。
- ②提案事業に疑問点等がある場合は、審査前に事業提案者から説明を聞く機会（対面又は書面）を必要に応じて設ける。

【審査・採点方法】

- ・審査は、「審査・採点シート」に基づき、書類により行う。
- ・優先採択審査は、事務局が事前に行い、「審査・採点シート」に予め該当の有無を記載する。
- ・継続事業の審査欄は、「□該当する」か「□該当しない」のいずれかに  を記入する。
- ・提案事業の事業内容に前年度と同一の内容がある場合は継続事業とする。
- ・基本審査欄は、「□適合する」か「□適合しない（採点不要）」のいずれかに  を記入する。
- ・基本審査で「適合しない」とした審査・採点者は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、その理由を必ず記載する。
- ・審査項目内の審査の視点ごとに、視点との適合度合いを5段階で評価する。
- ・上記の適合度合いの評価を踏まえて、審査項目ごとに採点（1点から5点の範囲）を行う。

(4) 継続事業の補助希望額の算出

- ①継続事業の審査結果により、審査・採点者の過半数が継続事業に「該当する」と判断した事業を、「継続事業」とする。
- ②「継続事業」と判断された事業は、補助金希望額から以下の金額を減額する。なお、減額後の金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

$$\text{減額する額} = \text{補助金希望額} \times (\text{継続事業として判断された回数} \times 5\%)$$

(5) 提案事業の得点の算出

- ①事務局は、基本審査の結果を集計し、審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、当該事業の採点結果を集計しない。
- ②提案事業の得点は、基本審査で「適合する」とした委員の共通審査の採点結果の合計点で算出する。

(6) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択事業とそれ以外の事業に区分し、それぞれ上記(5)の②で算出した得点の高い事業から順に並べる。
- ②提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をそれ以外の事業よりも上位とする。
- ③この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、全委員に「提案事業順位表」を配付する。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	得点
1	事業A（福祉）	○	○	400
2	事業B（イベント）	○	○	350
3	事業D（観光振興）	○	○	300
4	事業F（文化）	○	○	250
5	事業E（イベント）	○	×	300
	事業C（施設整備）	×	—	—

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業と補助金額の検討

- ①提案事業の順位が確定した後、「高田区への配分予算額」である“予算ボーダーライン”と、“点数ボーダーライン”を設ける。

※“点数ボーダーライン”：審査項目の満点の半数（審査・採点者×25点÷2）

- ②採択事業は、“予算ボーダーライン”と“点数ボーダーライン”により、次のパターンAならびにBにより検討する。

順位	パターンA	パターンB	凡例
1	○	○	予算ボーダーライン … 太単線 点数ボーダーライン … 太二重線
2	○	○	
3	○	○	
4	○	△	○ … 採択事業 × … 不採択事業 △ … 審査会の協議により採否を決定すべき事業
5	×	△	
6	×	×	
7	×	×	

- ③点数ボーダーラインと予算ボーダーラインに挟まれた順位にある事業は、審査会で協議し、検討する。
- ④提案事業は、審査・採点により確定した順位に基づき採択する。

(2) 補助金額の検討

- ①補助金希望額（継続事業については、減額後の額）に対する補助率は10/10とする（ただし、募集要項では減額して補助する必要があることを記載する）。

(3) 採択事業と補助金額の決定

- ①事務局は、採択事業と補助金額を高田区地域協議会に報告する。
- ②審査会の選定結果を踏まえ、自治・地域振興課長が採択事業と補助金額を内定する。
- ③事務局は、採択事業と補助金額の決定後、速やかに結果を公表する。

## 令和3年度高田区地域協議会及び地域活動支援事業の活動報告会

### 1. 日時

令和4年3月19日（土）午後2時～午後 時

（※終了時間は令和3年度地域活動支援事業の活動報告を希望する提案団体数による。  
仮に5団体の場合、全所要時間は2時間弱）

### 2. 会場

福祉交流プラザ 2階 第1会議室

### 3. 内容

#### （1）高田区地域協議会の活動報告会

①開会	14：00～14：02
②令和3年度の活動報告	14：02～14：30
③閉会	14：30～14：32
— 休憩、会場準備 —	14：32～14：40

#### （2）地域活動支援事業の活動報告会（高田区）

①開会	14：40～14：41
②令和3年度の活動報告	14：41～：

（活動報告を希望する提案団体による報告。スクリーンに活動写真を映しながら説明いただく。説明時間は1団体あたり説明7分程度、質疑3分程度）

③令和4年度の概要説明	： ～ ： （20分程度）
-------------	---------------

（事務局による説明。令和4年市議会3月定例会での予算成立を前提としたもの）

④閉会	
-----	--

### 4. 周知

高田区地域協議会だより第49号（2月25日発行）、地域活動支援事業提案団体への案内通知等で周知する。